

条例	規則	備考
<p>○ 奈良県公害紛争処理条例</p> <p>改正 昭和四十五年十二月 十一日 条例第二十一号 昭和四十八年 三月 三十日 条例第二十一号 昭和四十九年十一月 十九日 条例第十三号 昭和五十一年 三月 三十日 条例第十九号 平成 元年 三月三十一日 条例第三十号 平成 元年 三月三十一日 条例第三十七号 平成 七年 三月三十一日 条例第三十六号 平成 十二年 三月 三十日 条例第十九号 平成 十九年 十月 十二日 条例第十五号 平成 二十年 三月三十一日 条例第四十九号 令和 二年 三月三十一日 条例第五十八号 令和 六年 三月二十九日 条例第六十一号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号。以下「法」という。)に基づき、公害に係る紛争の処理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審査会の設置)</p> <p>第二条 法第十三条の規定に基づき、奈良県公害審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p>	<p>○ 奈良県公害紛争処理条例施行規則</p> <p>改正 昭和四十八年三月 三十日 規則第五十九号 平成 三年九月 三十日 規則第二十一号 平成 六年三月二十九日 規則第四十号 令和 三年三月三十一日 規則第六十四号</p> <p>昭和四十五年十月二十八日 奈良県規則第六十号</p>	

(審査会の組織)

第三条 審査会は、委員十一人をもつて組織する。

(専門調査員)

第四条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(審査会の庶務)

第五条 審査会の庶務は、環境森林部において行う。

(昭四五条例二一・昭四九条例一三・昭五一一条例一九・平元条例三七・平七条例三六・平二〇条例四九・令二条例五八・令六条例六一・一部改正)

(紛争処理の手續に要する費用)

第六条 法第四十四条第二項の条例で定める費用は、次の各号に掲げるものとする。

一 参考人又は鑑定人に支給する費用

二 調停委員会又は仲裁委員会が提出を求めた文書又は物件の提出に係る費用

三 あつせん委員、調停委員、仲裁委員、専門調査員又は職員の出張に要する費用

四 呼出又は送達のための郵便料又は電信料

(昭四九条例一三・一部改正)

(手数料)

第七条 審査会に対し調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者は、一件につき、次の表の金額の手数料を納めなければならない。ただし、法第三十六条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請人又は参加人が仲裁の申請をする場合にあつては、その手数料の金額は、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した金額とする。

仲裁の申請		調停の申請・調停の手続の参加の申立て				紛争処理を求める事項の価額
一億円を超える場合	一億円以下の場合	千円を超え	千円以下の場合	一億円を超える場合	一億円以下の場合	金額
十五万五千円に一億円を超える部分が一 万円に達するごとに十円を加えた金額	二万円に千円を超える部分が一 万円に達するごとに十五円を加えた金額	千円に百万円を超える部分が一 万円に達するごとに七円を加えた金額	七千三百円に千円を超える部分が一 万円に達するごとに六円を加えた金額	六万三千三百円に一億円を超える部分が一 万円に達するごとに五円を加えた金額	二万円	千円
						千円に百万円を超える部分が一 万円に達するごとに七円を加えた金額
						千円

2 前項の調停又は仲裁を求める事項の価額は、申請又は参加の申立てにより主張する利益によつて算定する。この場合において、価額を算定することができないときは、その価額は五百万円とする。

3 公害紛争処理法施行令(昭和四十五年政令第二百五十三号)第六条の規定により調停を求める事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と増加前の申請又は参加の申立てについて納付した手数料の額の差額に相当する額を納めなければならない。

(昭四八条例二一・昭四九条例一三・平元条例三〇・平一二条例一九・平一九条例一五・一部改正)

(手数料の減免又は納付の猶予)

第八条 知事は、調停若しくは仲裁の申請又は調停の手続への参加の申立てをする者が貧困により前条に規定する手数料を納付する資力がなると認めるときは、当該手数料を軽減し、若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 前項の規定による手数料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を受けようとする者は、知事が定めるところにより、書面をもつて、その旨を申請しなければならない。

(昭四八条例二一・一部改正)

附則

この条例は、昭和四十五年十一月一日から施行する。

附則(昭和四五年条例第二一号)抄

(施行期日)

一 この条例は、昭和四十五年十二月十七日から施行する。

奈良県公害紛争処理条例(昭和四十五年九月奈良県条例第十六号)第八条第二項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 手数料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を受けようとする者(以下「申請人」という。)の氏名及び住所  
二 手数料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を必要とする理由

2 前項の書面には、次に掲げる事項を証明する書面を添付しなければならない。

一 申請人の属する世帯の納税義務者の所得税額

二 申請人の属する世帯が生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護を受けているときは、その旨

附 則(昭和四八年条例第二一号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年条例第一三三号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五一年条例第一九号)  
この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第三〇号)抄  
(施行期日)

一 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第三七号)  
この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第三六号)  
この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一九号)抄  
(施行期日)

第一条 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第一五号)抄  
この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日  
日から施行する。

3 第一項の書面の様式は、次のとおりとする。

附 則

この規則は、昭和四十五年十一月一日から施行する。

附 則(昭和四八年規則第五九号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三年規則第二一号)  
(施行期日)

一 この規則は、平成三年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際改正前の規則の規定により交付さ  
れている許可証、証明書等で現に効力を有するものは、  
改正後の規則の規定により交付されたものとみなす。

3 この規則の施行の際改正前の規則の規定により現に提  
出されている申請書、届出書等は、改正後の規則の規定  
により提出されたものとみなす。

4 この規則の施行の際改正前の規則の規定による用紙で  
現に残存するものは、改正後の規則の規定にかかわら  
ず、平成四年三月三十一日までの間なお使用することが  
できる。

附 則(平成六年規則第四〇号)抄  
(施行期日)

一 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

別紙

一 第一条中奈良県手数料条例別表第一の改正規定(同表の三百八十七の項の次に次のように加える部分及び同表の三百八十八の項から三百八十八の三の項までを改める部分に限る。)及び第二条の規定 公布の日

附 則(平成二〇年条例第四九号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(令和二年条例第五八号)

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則(令和六年条例第六一号)

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第六四号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

手数料 免除 申請  
軽減 減 納付の猶予

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

奈良県公害紛争処理条例第8条の規定に基づき下記の理由により

免 除  
手数料の軽減を申請します。  
納付の猶予

記

手数料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を必要とする理由

(注) 次の事項を証明する書面を必ず添付してください。

- ① 申請人の属する世帯の納税義務者の所得税額
- ② 申請人の属する世帯が生活保護法による保護を受けているときは、その旨